

2010.9.3 サマーシンポ「私たちの法整備支援」
法務省法務総合研究所国際協力部

トラモンターナ民主共和国 における法整備支援

<名古屋大学 Aグループ>
曾根 加奈子、加藤 博子、菅野 満美
吉野 絵吏、小山 夏生、サッピャソバ・ギユゼール

トラモンターナ政府からの支援要請

- ・ 近代的な法制度・司法制度の運用
- ・ 健全な民主主義・資本主義の育成
- ・ ASEAN、WTO加盟のための法制度整備

トラモンターナ民主共和国の現状と問題点

<p>◆行政分野◆</p> <p>行政の指導的役割 ⇒恣意的、不透明な行政 ⇒汚職、非効率な手続</p>	<p>◆司法分野◆</p> <p>煩雑な裁判 ⇒遅延、誤判 非公式な調停、自力救済</p>
<p>◆法学教育◆</p> <p>高額な授業料 ⇒富裕層による独占</p>	<p>◆少数民族◆</p> <p>教育、法制度の普及困難 武力衝突</p>

トラモンターナ民主共和国における 公正な社会構築のための法整備支援プログラム

- I 行政法起草プロジェクト
- II 人材育成プロジェクト
学生、一般市民、法曹三者、行政官
- III ツール整備プロジェクト
判例公開、法令データベース作成
コメンタール・教科書作成

プロジェクト間の関係

人的ネットワークの構築

名古屋大学学生グループA

プログラム評価の基準

7

I 行政法起草プロジェクト

意義

- ・WTO加盟のための基本的法制度確立
- ・対外からの資本投下を促す

目標

- ・起草能力の向上(重視)
- ・手続の迅速化
- ・透明性、公正性の確保
- ・国民の人権保護

8

I 行政法起草プロジェクト

手法
ワーキンググループによる共同作業

①ワーキンググループメンバー
〈日本〉
長期専門家 行政法学者1名
〈トラモントナーナ〉
司法省・商業省(各1名)、行政法専門家(2名)
国内支援委員会 行政法学者(4名)

9

I 行政法起草プロジェクト

②支援の流れ

調査・紹介	起草作業	調整 起草能力向上
← 3年	← 4年	← 3年

※調査
ニーズ・現行法を調査、問題点の発見

※少数民族
法令適用範囲の検討、
少数民族の権利保護を視野に入れる

10

I 行政法起草プロジェクト

③カウンターパート
司法省・商業省

④リソース
日本からの長期専門家
アドバイザー(ウズベキスタン立法担当者)
テレビ会議システム
通訳

⑤終了時期
起草完了時

11

II 人材育成プロジェクト

(I)法教育

意義
将来的発展を可能にする。

目標

- ・批判的見方を養う
- ・立法、改正する能力の育成
- ・自国による法教育

カウンターパート
タンソン大学

12

名古屋大学学生グループA

II 人材育成プロジェクト

a)学生
手法
i)タンソン大学の授業料補助
(並行して政府へ授業料減額を求める)

- ①意義
機会の平等
- ②目標
優秀な人材の確保
- ③受給条件
・集中講義への参加
- ④人数
年10名
- ⑤資金
日本企業の寄付金、財団
- ⑥期間
10年(予算の続く限り)

13

II 人材育成プロジェクト

ii)日本の大学院への留学生受け入れ

- ①意義
法整備支援の効率化
- ②目標
日本とトラモンターナの通訳となる
日本の法制度学び、実態を目で確かめる
- ③人数
年2名
- ④期間
10年(予算が続く限り)

14

II 人材育成プロジェクト

iii)集中講義の開催

- ①意義
将来的な行政へのコントロール
- ②目標
分析能力の向上
比較法的視点の獲得
学術交流の促進
- ③期間
年2回、2週間(各講師は1週間の滞在)
- ④ツール
タンソン大学構内を利用
またはテレビ会議システム

15

II 人材育成プロジェクト

- ⑤講師
・日本2名
・他の被支援国1名
(日本法センター卒業・日本留学経験者)
・その他、テーマにより上記国以外からも講師招聘
- ⑥テーマ
知的財産法、国際経済法、行政法、法社会学(土地法)、ADR、日本の法整備(支援)の歴史、少数民族権利保護など
- ⑦対象者
学生を中心に、一般に公開

16

II 人材育成プロジェクト

b)一般市民

- ①意義
・市民の権利保護
・自力救済の予防
- ②目標
・アクセスの容易化
- ③手法
・一般向けセミナーでウェブサイトへのアクセス方法を教える
・パンフレットの作成、配布

17

II 人材育成プロジェクト

c)制度の担い手
A 法曹三者

意義
公正妥当な紛争解決

目標
判決作成能力の向上
＝判例の公開に向けた準備段階としての役割

18

名古屋大学学生グループA

II 人材育成プロジェクト

i) 法適用
事前調査に基づいた要件事実論の教育

①ワーキンググループメンバー
〈日本〉
裁判官(1名)
〈トラモンターナ〉
裁判官5名+検察官7名+弁護士5名

②内容

- ・要件事実論の構築
- ・日本への法曹実務家受入れ
- ・トレーニング

19

II 人材育成プロジェクト

③リソース

- ・日本から長期専門家(裁判官)派遣
- ・ワーキンググループでテキスト作成
- ・活動場所：裁判所の一室

④期間
3年(終了後、継続的な観察が必要)

⑤終了時期
理論構築、スキルアップまで

20

II 人材育成プロジェクト

ii) 事実認定
事前調査に基づいた教育

①手法

- ・教員育成(前述のWGの実務家)
※日本の事実認定の教材を参考に
- ・他の法曹三者への教育

②リソース

- ・事実認定教材(日本語を英語に訳したもの)
- ・事実認定教材(ラモン語)発行

21

II 人材育成プロジェクト

③期間

調査 テキスト翻訳	WG 事実認定教 育	他の法曹三者に対する教育
← 1年	← 1年	← 2年

22

II 人材育成プロジェクト

iii)判決
事前調査に基づいた教育

①ワーキンググループメンバー
〈日本〉
裁判官1名
〈トラモンターナ〉
裁判官3名

②内容

- ・WGによる雛形の作成
- ・事例演習の実施

23

II 人材育成プロジェクト

③リソース

- ・前述WG
- ・雛形と事例演習教材(WGにより作成)
- ・活動場所：裁判所の一室

④期間
・3年程度

24

名古屋大学学生グループA

Ⅱ 人材育成プロジェクト

B 行政官

①意義
行政官の能力向上と意識改革

②目標

③手法

- ・研究会
立法分野におけるWGメンバーによる講演
ゲストスピーカーによる講演
- ・中央と地方の知識共有
行政手続の流れについての解説書の作成

25

Ⅱ 人材育成プロジェクト

④カウンターパート
司法省、商業省(行政法起草プロジェクトと同じ)

⑤リソース

- ・日本からの長期専門家 1名
(行政法起草プロジェクトと同じ)
- ・ゲストスピーカー ウズベキスタン行政官1名
日本の行政法専門家
- ・通訳・翻訳 1名
- ・地方行政機関代表者の交通宿泊費
- ・研修会開催費

⑥期間
行政法起草プロジェクトの実施期間内

26

Ⅲ ツール整備プロジェクト

i)判例の公開

①意義

- ・予見可能性の向上
- ・国民による司法の監視と判決の質の向上

②目標

- ・開かれた公正な裁判

③手法

- ・印刷

27

Ⅲ ツール整備プロジェクト

ii)法律・行政命令などのデータベース化

①意義

- ・法令遵守の促進

②目標

- ・法情報の一元化
- ・アクセスの容易化

③手法

- ・司法省ウェブサイト作成
データベース公開

28

Ⅳ ツール整備プロジェクト

iii)コメンタール・教科書作成

①意義
法令の恣意的解釈を防ぐ

②目標
WGが習得した知識の普及

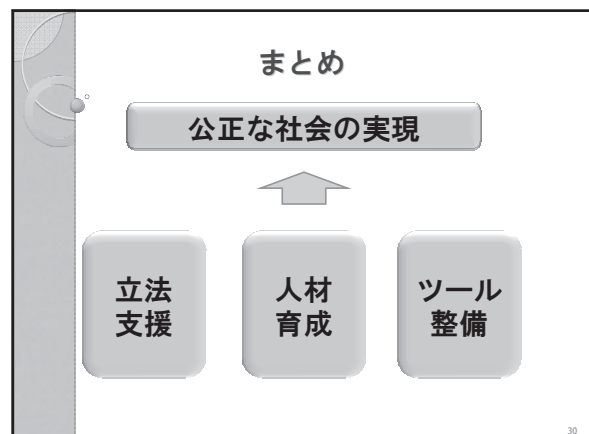
③手法

- ・立法支援と平行して行う
- ・日本の教科書を英訳する
(日本法センター卒業生など)

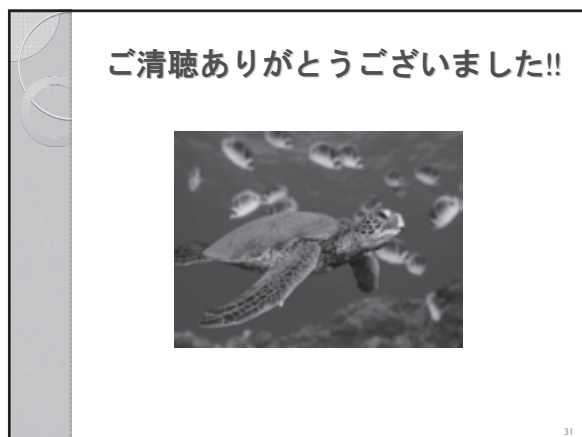
④リソース

- ・翻訳者
- ・教科書執筆者
- ・印刷費

29



名古屋大学学生グループA



サマーシンポ
「私達の法制度整備支援」

名古屋大学 グループB

金井怜己 宮川 享 上杉謙二郎
イプロヒモフ・ディリヨール 河嶋春菜 三輪 恵

1

目次

- はじめに
- 支援計画
 - * 地方行政
 - * 少数民族問題
- 予算
- 終わりに

2

はじめに

- (1) トラモンターナをどのような国にしたいのか
- (2) そのために考える法制度整備支援
- (3) 支援の基本構造
- (4) 焦点を当てた支援部分とその理由

3

(1) どのような国にしたいか

国民生活の向上 人権保障		
民主主義	資本主義	国際的地位

(2) そのために考える法制度整備支援

<民主主義>

- 立法支援
- 司法支援
- 行政支援
- 法教育支援
- 少数民族支援 警察支援 インフラ整備

<資本主義>

- 取引関連法規の整備支援 (民法、土地法、会社法等)
- ADR支援

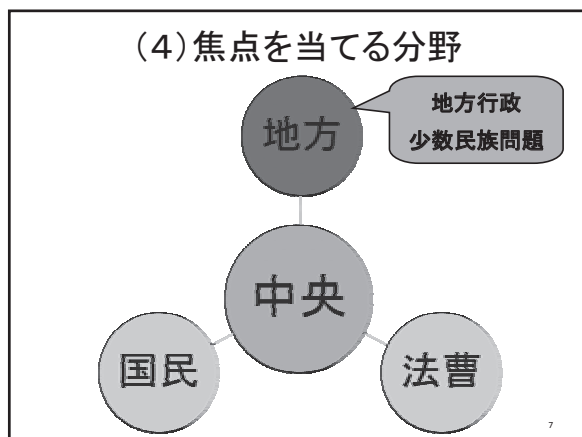
5

(3) 目標達成するための支援の基本構造

<p><民主主義></p> <p>地方 中央 国民 法曹</p>	<p><資本主義></p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"><tr><td colspan="2">中央</td></tr><tr><td>取引関連法規の整備</td><td>政策 (市場の開放)</td></tr></table>	中央		取引関連法規の整備	政策 (市場の開放)
中央					
取引関連法規の整備	政策 (市場の開放)				

6

名古屋大学学生グループB



Subject No.1

地方行政

8

目次

- 計画方針
- ①小議会制の構築
 - ②選挙管理委員の教育・育成
- 選挙運営・監視
- 国民への周知・研修

9

計画方針

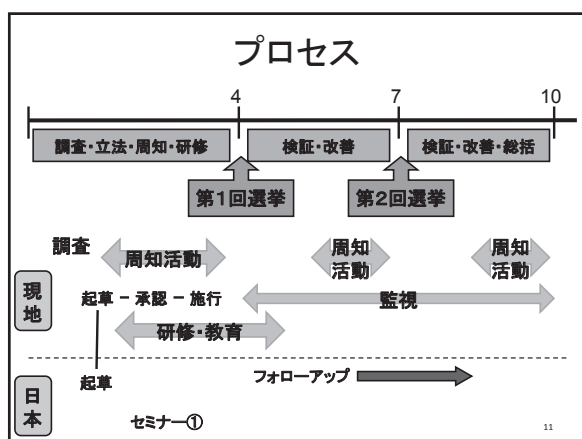
Policy:
「トランモンターナ民主共和国の
健全な民主主義の構築」

Program: 民主的な地方行政の構築

Project: ①小議会制の構築
②選挙管理委員会の教育・育成

Final Goal: 地方分権
知事公選制、地方議会の設立

10



Project: ①小議会制の構築

1. 目標

- ・地方行政の適正化
- ・知事による適正な統治活動

12

2. 現状調査

<内容>

- 地方行政機関の現状について
- 現行法、知事権限の内容
- 財源

<誰を派遣するか>

- 日本: 地方行政専門家、トラモンターナ研究者
- 現地: 通訳

13

3. 法起草

「小議会法」

<内容>

- ①議会の権限
- ②公開性
- ③人数
- ④賄賂罪など政治犯罪規定の厳罰化

14

<手法>

両国で協力して起草作業を行う

<p>トラモンターナ民主共和国</p> <ul style="list-style-type: none"> • 現地専門家と長期専門家でチーム編成 (日本語通訳含む) 	<p>日本</p> <ul style="list-style-type: none"> • 起草支援委員会構成 (地方行政専門家、法務省など)
<p>テレビ会議を繰り返し、共同で作業を進める</p>	

15

4. 研修

目的	小議会の公正かつ円滑な運営
対象	各省の知事+小議会議員 各省6人(162人)
場所	現地
時期・回数	選挙後 数回
内容	<ul style="list-style-type: none"> • 小議会制の理念、立法趣旨 • 新しい法律について • 倫理教育 • 小議会のシステム、権限について

16

Project: ②選挙管理委員会の教育・育成

1. 目標
新しい選挙制度を公正かつ円滑に運営すること
2. 調査
国会選挙、選挙管理委員会のシステム
3. 研修
 - <現地研修>
 - I 選挙管理委員会 II 選挙従事者
 - <本邦研修>
 - 選挙管理委員会

17

選挙管理委員会に対する研修

目標	選挙の公正かつ円滑な運営の実現
対象	選挙管理委員 各省4人(108人)+中央5人
場所	現地 国内各地
時期・回数	起草後、選挙前までに数回
内容	<ul style="list-style-type: none"> • 小議会制の理念、立法趣旨 • 新しい法律について • 倫理教育 • 各省や後任者に伝えて欲しいこと • 今後の教育の必要性・仕方 • 広報活動について

18

名古屋大学学生グループB

選挙従事者に対する研修

目標	選挙の公正かつ円滑な運営の実現
対象	各省より代表1名（27名）
場所	現地 国内各地
時期・回数	選挙前 1回
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・小議会制の理念、立法趣旨 ・新しい法律について ・倫理教育 ・他の従事者に伝えて欲しいこと ・今後の教育の必要性・仕方

選挙管理委員会の本邦研修

目標	選挙の公正かつ円滑な運営の実現
対象	5人（中央の選挙管理委員会）
場所	日本
時期・期間	選挙実施前 2週間ほど
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・選挙の視察（時期が合った場合） ・施設見学 ・現職公務員との懇談

選挙監視

<目標>

- ・公正な選挙の実施

<手法>

- ・監視員の派遣（若手研究者10人）
- ・国際民主化選挙支援機構に協力要請
 - 地元市民への研修の実施
 - 共同選挙監視

国民への周知活動

<目標>

- ・新制度の浸透を図る
- ・新制度を実効的に機能させる

<手法>

プロジェクト 開始時～	<ul style="list-style-type: none"> ・ポスター ・新聞広告
起草後～	<ul style="list-style-type: none"> ・ラジオ、車、気球
制定後～	<ul style="list-style-type: none"> ・一般国民に対する説明会 ・立候補検討者への説明会

Subject No.2

少数民族問題

目次

- 目標
- 考えられる支援
- 調査の必要性と内容

25

目標

- ・ 民族対立の解消
- ・ トラモンターナ民主共和国の制度への参加

考えられる支援

- ・ 対立する民族間の仲介
- ・ 一般教育
- ・ 法教育
- ・ 民族教育

26

調査の必要性と内容

＜必要性＞
情報が少ない

＜内容＞

- ・ 民族の数、および規模
- ・ 対立関係、理由
- ・ 教育・文化状況（言語、慣習など）

27

予算

＜分類項目＞

- ・ 長期専門家
- ・ 調査
- ・ 起草費
- ・ 小議会制運営に関する研修
- ・ 本邦研修費
- ・ 選挙運営費
- ・ 機材費・プロジェクト立ち上げ費
- ・ 少数民族調査費

28

＜長期専門家＞

うちわけ	内容	単価 (円)	人数 (人)	年数 (年)	費用 (円)
長期専門家 給与・手当	—	15,000,000 /人・年	2	5	150,000,000
長期専門家 旅費	—	往復 200,000/人	2	—	200,000
現地 アシスタント (通訳含む)	—	480,000 /人・年	3	4	5,760,000
翻訳費	500ページ 程度の翻訳	800/ページ	—	—	400,000
合計					156,360,000

29

＜調査＞

うちわけ	内容	単価 (円)	人数 (人)	日数 (日)	費用 (円)
調査員日当	トラモンターナ 法政研究者 (日)	4,000/日	2	30	240,000
	地方行政法研究者	4,000/日	1	30	159,000
通訳給与	—	4,000/日	1	30	120,000
調査員旅費	トラモンターナ 法制研究者 (日)	往復 200,000/人	2	—	400,000
	地方行政法研究者	往復 200,000/人	1	—	200,000

次のスライドにつづく...

30

名古屋大学学生グループB

＜調査つづき＞

うちわけ	内容	単価 (円)	人数 (人)	日数 (日)	費用 (円)
調査員 宿泊費	トラモーターナ 法制研究者(日)	13,000/日	2	30	780,000
	地方行政法研究者	13,000/日	1	30	390,000
	通訳	13,000/日	1	30	390,000
調査員謝金	トラモーターナ 法制研究者(日)	30,000/日	2	30	1,800,000
	地方行政法研究者	30,000/日	1	30	900,000
ワーク ショップ代	通訳・機材・ 施設・雑費など	40,000/日	0	0	80,000
雑費	交通費など	800/日	0	30	24,000
合計					5,483,000

31

＜起草費＞

うちわけ	内容	単価 (円)	人数 (人)	会数 (回)	費用 (円)
本邦起草 支援委員日当	全員が対象	4,000/日	5	12	240,000
本邦起草 支援委員謝金	行政法・ 地方行政法専門家	30,000/日	2	12	720,000
本邦起草支援 委員会謝金	交通費など	30,000/回	5	12	1,800,000
雑費	資料費など	—	—	—	1,000,000
合計					3,760,000

32

＜小議会制運営に関する研修＞

うちわけ	内容	単価 (円)	人数 (人)	日数 (日)	費用 (円)
研修会開催費	雑費(印刷物・ 資料翻訳など)	—	—	—	50,000
派遣講師日当	—	4,000/日	2	15	159,000
派遣講師謝金	—	30000/日	2	15	900,000
派遣講師旅費	—	往復 200,000/人	2	—	400,000
現地通訳謝金	—	4,000/日	1	15	60,000
合計					1,569,000

33

＜本邦研修費＞

項目	内容	単価 (円)	人数 (人)	日数 (日)	費用 (円)
研修生に かかる費用	旅費	往復250,000/人	5	—	1,250,000
	宿泊費	10,000/日	5	14	60,000
	交通費	50,000/人	5	—	250,000
	セミナー費	20,000/回	—	4	80,000
講師に かかる費用	謝金	10,000/2時間	—	12	40,000
研修管理員 (兼通訳)	謝金	500,000/研修	1	—	500,000
	交通費	50,000/人	1	—	50,000
合計					2,230,000

34

＜選挙運営費＞

うちわけ	内容	単価 (円)	人数 (人)	日数 (日)	費用 (円)
日本人現地派遣選挙 監視・支援委員日当	—	4,000/日	10	30	1,200,000
日本人現地派遣選挙 監視・支援委員宿泊費	—	13,000/日	10	30	3,900,000
日本人現地派遣選挙 監視・支援委員旅費	—	往復 200,000/ 人	10	—	2,000,000
日本人現地派遣選挙監視 ・支援委員 (事前研修費、国内交 通費など)	—	30,000/人	10	—	300,000

次のスライドへつづく... 35

＜選挙運営費つづき＞

うちわけ	内容	単価 (円)	人数 (人)	日数 (日)	費用 (円)
広報活動費	パンフレット費 など	—	—	—	50,000
広報活動指導員 日当	—	4,000/人	1	14	56,000
広報活動指導員 旅費	—	往復 200,000/ 人	1	—	200,000
広報活動指導員 宿泊費	—	13,000/日	1	14	182,000
雑費	交通費など	20,000/月	11	—	220,000
合計					8,108,000

36

名古屋大学学生グループB

＜機材費・プロジェクト立ち上げ費＞

うちわけ	内容	単価 (円)	数	費用 (円)
設備費	PCなど	—	—	3,000,000
合計				3,000,000

37

＜少数民族調査費＞

うちわけ	内容	単価 (円)	人数 (人)	日数 (日)	費用 (円)
調査団員日当	—	4,000/日	6	30	720,000
調査団員旅費	—	往復 200,000/人	6	—	1,200,000
調査団宿泊費	—	13,000/日	6	30	2,340,000
通訳謝金	—	4,000/日	2	30	240,000
通訳宿泊費	—	13,000/日	2	30	780,000
雑費	交通費 など	—	—	30	240,000
合計					5,520,000

38

＜合計＞

項目	金額(円)
長期専門家費	156,360,000
調査費	5,483,000
起草費	3,760,000
小議会運営費に関する研修費	1,569,000
本邦研修費	2,230,000
選挙運営費	8,108,000
機材費・プロジェクト立ち上げ費	3,000,000
少数民族調査費	5,520,000
合計	186,030,000

39

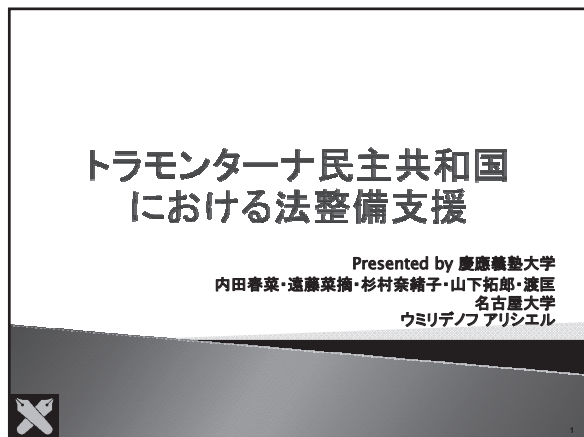
終わりに

「私達の理想とする法制度整備支援」

- ・ 新しい分野への試み
- ・ 国民の生活に直結する法制度整備支援

40

慶應義塾大学学生グループ



目次①

1. はじめに	2-2. 土地法の改正
1-1. はじめに	2-2-1. 具体的内容
1-2. 目標	2-2-2. 完全な私的所有権とは
1-3. 支援の内容	2-3. 土地登録制度の改正
1-4. 支援の具体的方法	2-3-1. 土地登録制度
2. 土地に関する法律の改正(実体法)	2-3-2. 土地登録制度不備によるデメリット
2-1. 土地に関する法律の改正	2-3-3. 土地登録制度導入のメリット(国家側)
2-1-1. 目的	2-3-4. 土地登録制度導入のメリット(国民側)
2-1-2. 内容	2-3-5. 具体的内容
2-1-3. 相手方	2-3-6. 効力
2-1-4. 改正のための調査	

目次②

3. 土地に関する法律の改正(手続き)	5. まとめ
3-1. 適用範囲の確定(モデル地区の設定)	5-1. (今回の支援の)3つの柱
3-2. 具体的内容	5-2. 人材
3-2-1. 国家主導、国家負担	5-2-1. ①
3-2-2. 土地登録の方法	5-2-2. ②
3-2-3. 土地登録課の設置	5-2-3. ③
4. 紛争処理手続き法の改正	5-3. 予算
4-1. 紛争処理手続きについて	5-4. 支援の範囲
4-2. 現状における問題点	5-5. 今後の展望
4-3. 支援形態	5-6. 指標
4-4. 改正案	5-6-1. ①
4-5. 裁判官の育成	5-6-2. ②
	5-7. 注意点

1-1. はじめに

◆トラモンターナ国から法制度整備支援要請を受け…

→トラモンターナに対し、支援を行うことを決定。

《日本の強み》

- ・日本はアジア(ベトナム・カンボジアetc...)において法制度整備支援の経験が豊富。
- ・トラモンターナを支援することは将来的にも日本の地位を上げることにつながる。
- ・大陸法である。

1-2. 目標①

◆最終目標
「トラモンターナ国自らがイニシアティブをとって、健全な民主主義・資本主義国家を運営できるようになること」

トラモンターナの現状

- ・立法・行政・司法機関が健全に機能していない。
- ・自由な経済活動がなされていない。

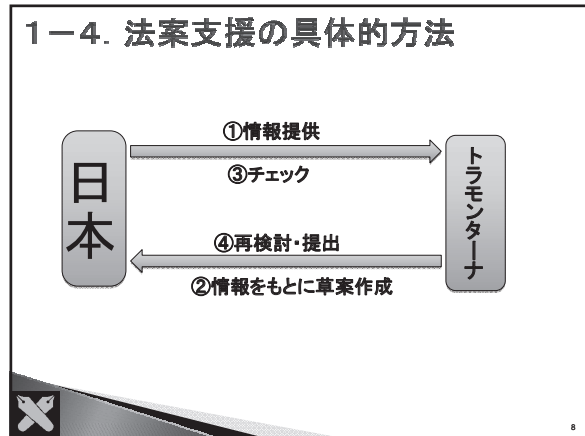
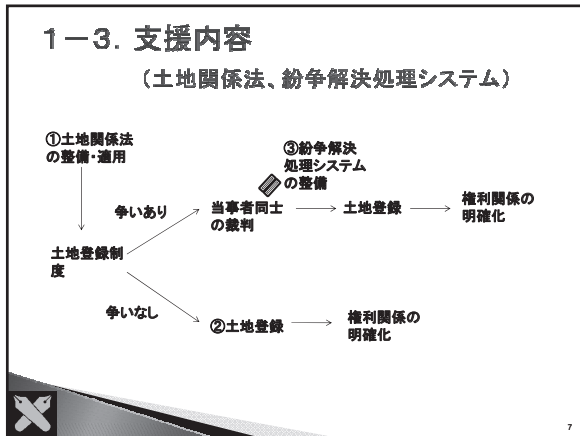
⇒今回は、「経済活動の基盤の整備」に着目
↑国民の生活基盤の安定をもたらすから。

1-2. 目標②、支援内容

◆小目標
「トラモンターナ人が自由な経済活動を行える基盤となる法制度を整備すること」
＝経済取引の基盤となる法の整備
→今回の支援では、この小目標を達成することを目指す。
☆支援期間は5年間。

◆支援内容

- ・「土地関係法」
- ・「紛争解決処理システム」



2. 土地に関する法律改正 (実体法)

2-1. 土地に関する法の改正

- ◆課題文からトラモンターナ民主共和国では「土地法制あるいは土地登録制度の不備もあって、土地取引を巡るトラブルが急増している」ということである。
- ◆経済発展をするうえで、土地制度が確立していることが重要である。
- ◆よって今回の支援の3本柱の1つとして土地に関する法の改正を考えた。

2-1-2. 土地に関する法の改正の目的

- ◆トラモンターナ民主共和国において、土地に関する権利・義務関係がより明確化することを目的とする。

2-1-2. 土地に関する法の改正の具体的内容

- ◆土地法の改正と土地登録制度の充実化を今回の支援では考えている。
- ◆土地法の改正: どのような権利を土地所有者に与えるのかについて。
- ◆土地登録制度: 具体的にはどのような制度を構築するかについて。

慶應義塾大学学生グループ

2-1-3.**土地に関する法改正の支援の相手方**

- ◆最終的にトラモンターナ民主共和国全体に適用される土地法を目指す。
- ◆今回の支援では土地法に関する法改正の相手方はモデル地区の立法機関になる。



13

2-1-4.**土地に関する法改正のための調査**

- ◆現在トラモンターナ民主共和国では
 - ・どのような土地法制が存在するか。
 - ・現在行われている土地登録制度の内容。
 - ・土地関係の取引の慣習としてどのようなものがあるかについての調査を行う。
- ◆全く新たな制度を導入するよりは、既存の制度を利用したほうが効率が良いため、そのため調査を行う。



14

2-2-1.**土地法の改正の具体的内容**

- ◆課題文にもあるように現在トラモンターナ民主共和国では私的所有権が「制限付きで認められる」とのことである。
- ◆今回の支援では、土地の所有者に対して完全な私的所有権を認める方向性で考えている。



15

2-2-2.**完全な私的所有権とは**

- ◆土地所有者に対して、その土地に対する使用・収益・処分をすることが出来る権利を認める。
- ◆完全な私的所有権というからこそ、原則的には何の制限を認めない方向性
- ◆しかし、日本法と同じように農地に関しては例外的に土地に対する処分の権利を制限することにする。



16

2-3-1. 土地登録制度

- ◆権利について法文上明確にすることはもちろん重要なのだが、それ以上にその明確化された権利を他者に対して主張することが何よりも重要である。
- ◆そのため、今回の支援では土地登録制度の充実化を支援対象とする。



17

2-3-2.**土地登録制度の不備によるデメリット**

- ◆数多くの紛争が起こってしまう。
 - ◆違法な取引市場による土地売買が起こってしまう。
 - ◆国家が適切に課税することが出来なくなる。
- などのデメリットが具体的に挙げられる。



18

2-3-3. 土地登録制度導入によるメリット

国家側

- ◆課税が容易である。
- ◆裁判所としては、土地の権利関係に関する判断が容易になる。



19

2-3-4. 土地登録制度導入によるメリット

国民側

- ◆土地を担保に融資を受けることが可能になる。
- ◆取引の安全が確保される。



20

2-3-5. 土地登録制度の具体的内容

- ◆日本では登記制度というものが存在。
- ◆今回トラモンターナ民主共和国でもこのような制度の導入を考えている。



21

2-3-6. 土地登録制度の効力

- ◆土地登録制度の効力として、実際どのような性質の効力を土地登録制度を持たせるかについてだが、契約当事者以外の人に対して権利が主張できる権利を認めていく方針。
- ◆以上の方針をとる予定だが、トラモンターナ民主共和国に土地登録制度に具体的にどのような性質を持たせるかは、調査結果を待つ形をとりたい。



22

3. 土地に関する法律改正 (登録手続き)



23

3-1. モデル地区の設定

- ◆北部の農村地域に設定
- ◆モデル地区設定の目的
 - ①よりよい制度の模索
 - ②現在起きている問題への対処
- ◆農村地域を選んだ理由



24

慶應義塾大学学生グループ

3-2. 土地に関する法律の手続の内容

- ◆ 手続手法の特殊性
↓ ↓ ↓
使用者 (= 国民)・運営者 (= 政府) が利用しやすい手続き
- 1) 国家主導、国家負担
- 2) 土地登録方法
- 3) 「土地登録課」の設置

25

3-2-1. 国家主導・国家負担

- ◆ 意義
「国家主導」
= 国家がイニシアティブを持って土地登録制度の利用を促す
- 「国家負担」
= 登録にかかる費用を国家が負担する

26

3-2-2. 土地登録の方法

- ◆ 具体的方法
= 「地図・印鑑」の使用
- ◆ ねらい
= 低識字率への対応

27

3-2-3. 土地登録課の設置

- ◆ 意義
= 制度へのアクセスの確保
- ◆ 将来的に・・・
= モデル地区以外の各地区にも確保

28

4. 紛争処理に関する法律の整備

29

4-1. 紛争解決処理について

- ◆ 紛争処理手続きの必要性
 - ・ 土地の境界確定における対立の解消のため
 - ・ 当事者同士の交渉による解決の不十分性
 - ・ 弱者 (少数者) 救済の必要性

↓

裁判による紛争処理手続きの必要性

- A) 裁判への信頼向上
- B) 終局的な権利保障機関としての役割

30

4-2. 紛争処理システムにおける現状の問題点

- ◆根本的問題: 司法に対する信頼の低さ
- ◆原因
 - ・訴訟の遅延
 - ・裁判官の質の低さ
Ex.) 事実認定・法適用の誤りや判決の不明確性
- ◆浮上している問題点
 - ・市民が実力による解決を図ろうとすること



31

4-3. 支援の形態①

- ◆有効な訴訟運営が行えるようにする。
 - ・訴訟に対する信頼を確保し、利用率を増やす
 - ・裁判の迅速性と裁判官の質の向上
- ◆裁判手続きの整備と裁判官育成を同時に行えるような支援をしていく。
 - ・紛争処理手続きの整備のメンバーに裁判官と大学教授を参加させる。
 - ・5年の支援のうち前半は紛争処理制度整備重視、後半は裁判官育成重視という形でシフトする。



32

4-3. 支援の形態②

- ◆紛争処理手続きの整備方法
 - I. 日本側から情報を提供。
 - II. トラモーター側(起草委員会のようなもの)が それをもとに草案を作成。
 - III. 日本側がチェックし、論理が不十分な点などを指摘し、再検討してもらう。
- ◆免許講習会という形でのセミナー
 - ・講習会の形態は講義形式と実践形式
 - ・実践は模擬裁判などを通して訴訟の動かし方を身につける。
- ◆優秀な人材を日本へ本邦研修



33

4-4. 紛争処理手続き(改正案)①

- ◆現行: 職権主義を基本とした合議制
 - ・当事者の意思を盛り込むべき
 - ・完全に訴訟を当事者のイニシアチブをベースにすると訴訟のやり方が下手なため負けるということが起こる可能性あり
 - ・弁護士制度も確立しているとは思えない。
Ex.) 研修期間の短さ
 - ・現行の制度を大幅に変更することは相手国に混乱を生じさせるものになる



34

4-4. 紛争処理手続き(改正案)②

- ◆現行の裁判制度の調査の必要性
- ◆紛争処理手続き(改正案)
 - ・審理の中に当事者の弁論の機会を設ける。
 - ・訴訟を起こすことも当事者の意思による。
 - ・当事者では訴訟に勝利するのに有効な証拠の提出などが十分にできないと思われるため、証拠収集や証拠調べは裁判官による。



35

4-5. 裁判官育成①

- ◆裁判官育成の目標
 - ・執行制度が十分に機能するような判決を出す。
 - ・証拠に基づいた裁判をできるようにする。
 - ・弱者救済機関の機能を果たせるようにする。
- ◆育成方法
 - ・わかりやすい教科書作成(紛争処理手続き整備と連動)
 - ・判例集のようなものを作成し、教材とすることでケーススタディ形式をとる。



36

慶應義塾大学学生グループ

4-5. 裁判官育成②

- ◆育成プログラム
 - ・形式:免許講習会
 - ・訴訟の流れを実際に体感するための実践形式をとりこむ。
 - ・証拠に基づいた判断、法律の要件への当てはめをしっかりとできるように。



37

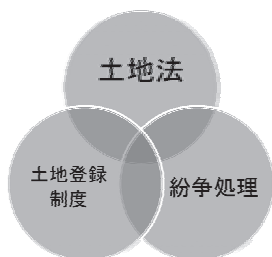
5. まとめ



38

5-1. 3つの柱

土地法・土地登録制度・紛争処理の3つを通して



39

5-2-1. 人材①

- ◆日本側
 - ・長期専門家
土地法・土地登録制度・紛争処理・法曹育成・人材育成
任期:2年半×2ローテーション(2年半で交代)
<講習会・教科書作成・トラモンターナのサポート>
 - ・短期専門家
土地法・土地登録制度・紛争処理についての講習
任期:3週×2回/年×5年
<講習会の講師>



40

5-2-2. 人材②

- ◆日本側
 - ・通訳
:トラモンターナに滞在・法律用語を翻訳できる人材
 - ・大学教授(3人)
:本邦研修での講師



41

5-2-3. 人材③

- ◆トラモンターナ側
 - ・法曹:現地講習会・本邦研修・教科書作成への参加
 - ・大学の教授
:現地講習会・本邦研修・教科書作成への参加・教育の推進
 - ・土地登録課の職員
 - ・通訳
:法律用語を翻訳できる人材
- ◆ブルディガラ王国の専門家



42

5-3. 予算

項目	金額	備考
長期専門家	1億6千万	5人×2年半×2
短期専門家	7千6百万	3人×3週×2回/年×5年
現地講習会	2千万	事務機器等
本邦研修	2千万	研修員費用 (8人×0.5カ月×5年間) +日本の教授へ支給 +旅費
教科書作成	1千万	
通訳	7千6百万	
ブルディガラ王国の専門家	6百万	
その他	4千6百万	設備・機器等
合計	4億	

5-4. 支援の範囲

- ◆本プロジェクト終了の目安
 - ・土地法・土地登録制度
→改正案の完成
 - ・紛争処理手続
→法案の完成
 - ・講習会システムの確立(1年間運営)

5-5. 今後の展望

- ◆全国的規模での土地登録制度の拡大
 - ・土地登録制度を全国レベルに広げる
 - ・国民にも土地登録制度や紛争解決処理の知識の普及
(初等教育での基礎法学)
- ◆土地取引関係の制度整備

5-6-1. 指標①

土地関係法の整備

課題	指標
上位目標：土地法分野を中心とする市場経済化の基盤となる法制構築	<ul style="list-style-type: none"> ・支援対象とする立法の実現 ・法体系の改善
プロジェクト目標：日本の経験に学ぶ起草能力向上、法体系改善	<ul style="list-style-type: none"> ・日本の経験を受けた立法起草の達成 ・日本の知識を受けた土地法改革開始

5-6-2. 指標②

紛争処理手続きの整備

課題	指標
上位目標：司法部門における法実施能力の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・破棄件数、訴訟時間の減少等の司法部門のパフォーマンス向上
プロジェクト目標：司法部門における高度人材育成の制度的確立	<ul style="list-style-type: none"> ・免許講習会の発足、及び改善カリキュラム・教材・教授法の確立

5-7. 注意点

- ①トラモンターナにオーナーシップをとらせる
- ②記録をとる
(失敗も含めてトラモンターナ、日本それぞれで記録)
- ③土地法、土地登録制度、紛争処理の連携
- ④法律用語の統一(ex用語確定会議の実施)
- ⑤計画内容の戦略的な説明
- ⑥綿密な調査

慶應義塾大学学生グループ

